

障がい福祉

- I 障がい者手帳について (2)
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳

- II 医療費の助成について (3)
 - ・重度心身障害者等医療費助成
 - ・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)

- III 手当について (4)
 - ・特別児童扶養手当
 - ・障害児福祉手当
 - ・特別障害者手当

- IV 用具や装具の給付について (5)
 - ・日常生活用具の給付
 - ・補装具の交付、修理

- V 減免や割引について (6)
 - ・有料道路の通行料金割引
 - ・NHK 放送受信料免除証明書の交付

- VI 福祉サービスの利用について (7) (8)
 - ・障害福祉サービス
 - ・障害児通所サービス

I 障がい者手帳について

【身体障害者手帳】

身体に一定以上の障がいのある方に交付される手帳で、各種の福祉サービスを受けるために必要なものとなります。障がいの程度に応じて1級から6級までの等級区分があります。

申請手続に必要なもの

(1)申請書 (2)指定医師の診断書 (3)写真(たて4 cm×よこ3 cm)1枚 (4)マイナンバーのわかるもの など
※申請書、所定の診断書用紙は社会福祉課に備え付けてあります。

【療育手帳】

知的障がいのある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度によって、A1、A2、B1、B2の4段階の判定区分があります。

申請手続に必要なもの

(1)申請書 (2)写真(たて4 cm×よこ3 cm)1枚 (3)マイナンバーのわかるもの など

※申請手続後、知的障がいの程度を判定するため、18歳未満の方は徳島県中央こども女性相談センター、18歳以上の方は徳島県障がい者相談支援センターで面接を受けていただく必要があります。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障がいのある方に交付される手帳です。障がいの程度に応じて、1級から3級までの等級区分があります。

申請手続に必要なもの

(1)申請書 (2)指定医師の診断書 (3)写真(たて4 cm×よこ3 cm)1枚(※希望される場合のみ) (4)マイナンバーのわかるもの など

※申請書、所定の診断書用紙は社会福祉課に備え付けてあります。

問い合わせ先：社会福祉課(TEL 088-698-9802)

II 医療費の助成について

【重度心身障害者等医療費助成】

重度心身障がい者(身体障害者手帳 1級または 2級所持者、療育手帳 A所持者、身体障害者手帳 3級 4級所持者で療育手帳 B1所持者)の方が保険診療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。ただし、本人・配偶者・扶養義務者の方に所得制限があります。

【自立支援医療(更生医療)】

18歳以上の身体障害者手帳を所持している方を対象に、障がいを軽減したり機能回復させたりするための医療(関節形成手術、心臓手術、血液透析療法など)にかかる費用を一部助成します。指定自立支援医療機関で受けることができます。医療費の1割が原則として自己負担になりますが、世帯の所得状況に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設定されます。

【自立支援医療(育成医療)】

18歳未満の身体に障がいのある児童、または、そのまま放置すると将来障がいを残すおそれのある疾病にかかっている児童を対象に、障がいの治癒、軽減を図るために必要な医療の費用を一部助成します。指定自立支援医療機関で受けることができます。医療費の1割が原則として自己負担になりますが、世帯の所得状況に応じて、ひと月当たりの負担上限月額が設定されます。

【自立支援医療(精神通院医療)】

精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に医療費の一部を助成します。指定自立支援医療機関で受けることができます。医療費の1割が原則として自己負担になりますが、世帯の所得状況に応じて、ひと月当たりの負担上限月額が設定されます。

問い合わせ先：社会福祉課(TEL 088-698-9802)

Ⅲ 手当について

【特別児童扶養手当】

精神や身体に障がい(中・重度)のある 20 歳未満の児童をご家庭で養育している方に対し、支給される手当です。

ただし、次の場合は手当を受けることができません。

- ◆ 手当を請求される方(父、母または養育者等)や児童が日本国内に住んでいないとき
- ◆ 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ◆ 児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき
- ◆ 手当を請求される方や同居の家族等の所得が一定額以上あるとき

【障害児福祉手当】

在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、常時介護を必要とする程度の状態にある 20 歳未満の方に支給される手当です。

ただし、次の場合は手当を受けることができません。

- ◆ 施設に入所しているとき
- ◆ 障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき
- ◆ 手当を請求される方や同居の家族等の所得が一定額以上あるとき

【特別障害者手当】

在宅の最重度障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方に支給される手当です。

ただし、次の場合は手当を受けることができません。

- ◆ 施設に入所しているとき
- ◆ 病院に入院しているとき
- ◆ 手当を請求される方や同居の家族等の所得が一定額以上あるとき

問い合わせ先：社会福祉課(TEL 088-698-9802)

IV 用具や装具の給付について

【日常生活用具の給付】

在宅の障がいのある方や難病患者に対し、日常生活の利便を図るために、日常生活用具を給付します。世帯の課税状況により一部負担があります。用具の種目により、障がいの部位や等級の制限がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※購入後の申請は給付対象となりませんので事前に申請してください。

※修理は対象となりません。

※介護保険制度と重複する用具については、介護保険対象者は介護保険制度が優先されます。

【補装具の交付・修理】

身体障害者手帳をお持ちの方や難病患者が、補装具の購入または修理をする場合、その費用を支給します。世帯の課税状況により一部自己負担があります。

視覚障がい(視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡)

聴覚障がい(補聴器)

肢体不自由(義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ等)

※購入または修理後の申請は給付対象となりませんので事前に申請してください。

※介護保険制度と重複する用具については、介護保険対象者は介護保険制度が優先されます。

※障がい者相談支援センターの判定が必要なものもありますので、申請につきましては下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：社会福祉課(TEL 088-698-9802)

V 減免や割引について

【有料道路の通行料金割引】

通行料金の割引を受けるには、車両番号や割引有効期限等を記載した手帳を提示することが必要です。また、ETC走行時にも割引が適用されます。申請対象は、身体障害者手帳(第2種の方は本人運転の場合のみ対象)または療育手帳Aをお持ちの方になります。

申請手続：(1)身体障害者手帳または療育手帳 (2)自動車検査証(車検証) (3)運転免許証(本人運転の場合)

ETCをご利用される場合は、(4)ETCカード(原則、障がい者本人名義のもの。障がい者が未成年の場合は親権者または後見人名義でも可) (5)ETC車載器セットアップ申込書・証明書 などがが必要です。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

問い合わせ・申請窓口：社会福祉課(TEL 088-698-9802)

【NHK放送受信料免除証明書の交付】

次の基準に該当する場合、日本放送協会(NHK)放送受信料免除(全額免除または半額免除)証明書を交付します。申請には、(1)障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳)、(2)印鑑、(3)NHK放送受信料免除申請書(社会福祉課の窓口にあります)、(4)市町村民税課税証明書(北島町にて課税状況の確認ができない方のみ必要)が必要です。

免除の区分	対象
全額免除	世帯構成員のどなたかが、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。等級は問わない)のいずれかをお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税である場合
半額免除	以下のいずれかにあてはまる方が、世帯主でかつ受信契約者の場合 ○視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方(等級は問わない) ○重度の障がい者で、下記のいずれかの手帳をお持ちの方 身体障害者手帳(1級または2級) 療育手帳(A1またはA2) 精神障害者保健福祉手帳(1級)

問い合わせ・申請窓口：社会福祉課(TEL 088-698-9802)

VI 福祉サービスの利用について

【障害福祉サービス】

この制度は、障害のある方が自ら在宅サービスや施設サービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度です。障害福祉サービスには、障がいの程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行う「介護給付」や、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」などがあります。サービスを利用するためには、事前の申請など手続きが必要です。

介護給付

サービス名	サービス内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または行動上著しい困難のある重度の知的障がい者等で常に介護を必要とする人に、自宅での介護や外出時の支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な支援や外出の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護をしている人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をします。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

訓練等給付

サービス名	サービス内容
自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型、B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴食事等の介助、その他日常生活上の援助を行います。

【障害児通所サービス】

心身に障がいまたは発達の違いがある児童を対象に、通所等により療育・訓練等の支援を行う児童福祉法に基づく制度です。サービスを利用するためには、事前に申請など手続きが必要です。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している児童に対して、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を促進します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

問い合わせ先：社会福祉課(TEL 088-698-9802)